

認知症・高齢者相談会(無料)

市地域包括支援センター(Tel64-1516)

- 地域包括支援センターでは、認知症と診断された場合や、その疑いがある場合などの相談窓口として、専門相談員である認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する介護や福祉、医療などに関するさまざまな相談をお受けしています。
- 日時
 - 10月21日(水)、11月18日(水)、12月16日(水)、令和3年1月20日(水)、2月17日(水)、3月17日(水)
 - ※時間はいずれも午後1時30分～3時30分です。
 - ※1組あたりの相談時間はおよそ30分です。
- 場所
 - 地域包括支援センター(市役所西館1階)
- 対象
 - もの忘れが気になる人、認知症が心配な人またはその家族
 - ※同センターの認知症地域支援推進員、保健師など専門職が相談に応じます。
 - ※予約優先となります。

「〇〇一筋」の人をご推薦ください

商工観光課 商工観光係(Tel64-1523)

- 市の産業発展に貢献した技能者を表彰し、技能の普及と技能者の地位向上を図る「みやま市技能功労者表彰要綱」に基づき、市では表彰候補者の推薦を受け付けています。
- 対象
 - 令和2年12月1日現在で①～⑤の全てに該当する人
 - ① 下記の同一職種での従事期間が30年以上の人で、現在は市内で従事している人
 - ② 市内に5年以上継続し居住している人
 - ③ 優れた技能を持ち、みやま市の産業発展に貢献した人
 - ④ 後進技能者の育成に寄与した人
 - ⑤ 勤務実績や日常生活などで他の技能者の模範となる人
- 推薦
 - 本人以外からの推薦(他薦)に限ります。
 - 推薦は1団体(1事業所)当り1人です。
- 推薦書の提出
 - 推薦書を商工観光係に持参または郵送
 - ※推薦書は市役所および各支所に備えています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- 提出期限
 - 10月30日(金)(必着)
- 選考および表彰
 - 技能功労者選考委員会で選考し、令和3年2月に表彰します(上限10人)。
- 提出先
 - 〒835-8601
 - みやま市瀬高町小川5番地
 - みやま市役所商工観光課商工観光係

- 対象職種(詳細は問い合わせください)
- 金属材料製造
 - 金属加工
 - その他の金属加工等(金属プレス工、鉄工・びょう打工・製缶工、針金製品・針・ばね製造工、金属研磨工、金属彫刻工など)
 - 金属溶接・溶断・めっき
 - 一般機械器具組立・修理
 - 計器・光学機械器具組立・修理
 - 電気機械器具組立・修理
 - 電気作業
 - 輸送用機械器具組立・修理
 - 染色・紡糸等繊維製造
 - 衣服(婦人服・子供服・紳士服・和服の各仕立て)
 - 建設
 - 土木・舗装・鉄道線路工事
 - 採鉱・砕石及びその他の採掘
 - その他の建設
 - 建設機械運転
 - 農業(植木職・造園師(工))
 - 窯業製品製造
 - 化学製品製造
 - ゴム・プラスチック製品製造
 - 土石製品製造
 - 22木・竹・草・つる製品製造
 - 23パルプ・紙・紙製品製造
 - 24印刷・製本
 - 25かわ・かわ製品製造
 - 26食品製造
 - 27食品原料製造
 - 28飲料・たばこ製造
 - 29生活衛生サービス(理容師、美容師・着付師)
 - 30飲食調理
 - 31その他の技能工、生産工程(1) (内張工、表具師、塗装工、畳工、内装仕立工、他に分類されない技能工、生産工程)
 - 32その他の技能工、生産工程(2) (画工・広告美術工、映写技士、製図工・写図工、現図工、包装工)
 - 33装身具等身の回り品製造
 - 34定置機関・機械運転
 - 35その他の生活、衛生サービス(クリーニング工、洗張工)
 - 36その他(前記に属しない技能的職種で市長が認めた職種)

屋外広告物の掲出には許可が必要です

都市計画課 都市計画係(Tel64-1532)

屋外広告物は、私たちの日常生活や経済活動にとって大きな役割を果たしています。しかし、無秩序に表示されると、まちの美観を損なったり、視界遮断による交通事故や倒壊などで人身に危害をおよぼすことがあります。

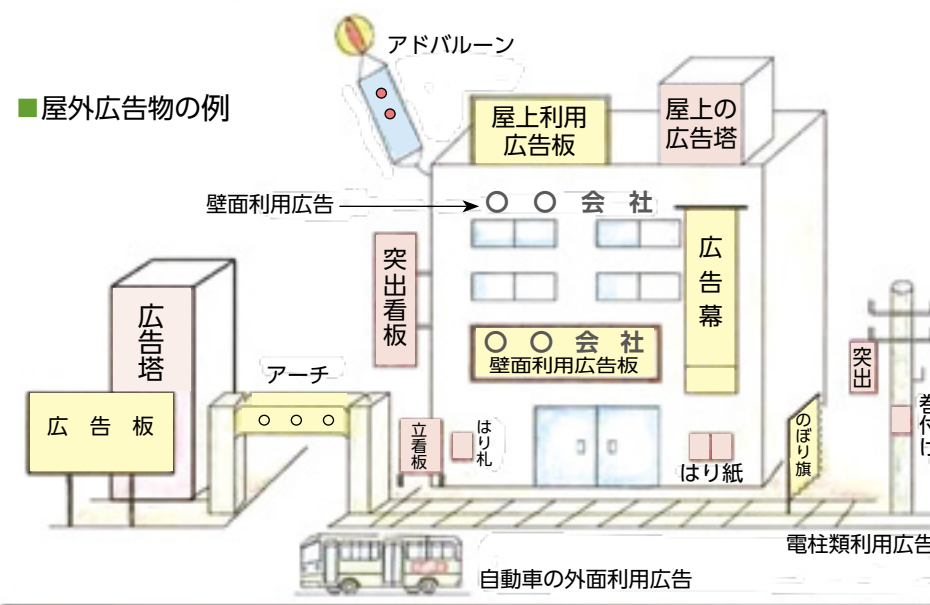
市では、屋外広告物を正しく表示するルールとして福岡県が定めている「福岡県屋外広告物条例」に基づき、許可などを行っています。市民の皆さんや広告主、屋外広告業者の方などに条例の趣旨を理解していただき、まちを美しくするために、ご理解とご協力をお願いします。

「屋外広告物」とは
常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、広告塔、広告幕、広告幕、立看板、アドバルーン、はり紙、はり札の類、電光ニュース、ネオン、電柱を利用する広告物など。

営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利のものであっても、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、「屋外広告物」に該当します。

「屋外広告物の規制」とは
「福岡県屋外広告物条例」は、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するために、広告物の表示の際に許可が必要な「地域」「広告物」を定めています。

広告物を表示、または広告物を掲出する物件を設置するなど、屋外広告物の掲出には、みやま市長の許可が必要です。詳しくは問い合わせください。



「国保で交通事故の治療」は届出が必要です

健康づくり課 国保年金係(Tel64-1529)

- 国民健康保険の加入者が交通事故など、第三者(他人)から傷害を受け、国民健康保険を使って医療機関を受診した際には、健康づくり課国保年金係に必ず届出をしてください。医療費は原則として、全額加害者の負担となります。市の国民健康保険が立て替えて、加害者に請求する仕組みとなっています。
- 届出の方法
- ① 警察に届け出て「事故証明書(人身事故)」を取得します。
 - ② 健康づくり課国保年金係へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。
- 届出に必要なもの
- ▼ 国民健康保険証
 - ▼ 印鑑
 - ▼ 事故証明書(人身事故)
 - ▼ 世帯主および対象者のマイナンバーが記載されたもの
 - ▼ 運転免許証など、来庁者の本人確認ができるもの
- ※ 次の場合も第三者行為にかかわる事故となり、届出が必要な場合があります。
- ▽ 他人の飼い犬にかまれた
 - ▽ 落下物にあたった
 - ▽ 傷害事件に巻き込まれた など